

# 特 記 仕 様 書

## 第1章 総則

### 第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、町道平之城2号線水路改修工事に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
  - (1) 土木工事共通仕様書（令和8年8月）広島版 適用区分「広島」及び「世羅町」
  - (2) 土木工事共通仕様書（令和8年8月）広島版 1-1-3-1「主任技術者及び監理技術者の変更」～1-1-3-3「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者」及び1-1-3-11 現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施  
※土木工事共通仕様書の適用について疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。  
※土木工事共通仕様書は、広島県の調達情報のページを参照（<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>）
  - (3) その他関連規格類

### 第2節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、世羅町が定める「現場代理人及び主任技術者等の配置について（令和7年4月1日適用）」に定める条件を満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。  
<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/143324.pdf>
- 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は様式第2号により、承認しない場合は様式第3号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、様式第4号により、その承認を取消すものとする。
  - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
  - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（世羅町の休日を定める条例（平成16年世羅町条例第3号）第1条に規定する町の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
  - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
  - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
  - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
  - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者又は兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。  
※様式は、世羅町のサイト「入札契約」に掲載している。

### 第3節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事であり、「世羅町週休2日適用工事等実施要領」に従うこと。なお、実施要領に基づき提出する様式「休日取得計画表」等は「広島県の調達情報＞公共工事等の情報\_様式集＞建設工事関係\_その他契約関係様式」に掲載されているものを使用すること。

### 第4節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
  - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は受注者が行うべき『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』
  - (2) 上記(1)の内容について『不測の事態等が生じた場合の対応方法』
  - (3) 上記(1)、(2)の内容について『現場作業に従事する者に対する周知の方法』
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

## 第2章 材料

### 第1節 寒中コンクリート

当該工事における次の対象構造物は寒中コンクリートとして施工し、次のとおり取り扱うこと。

#### 1 対象構造物

令和8年12月1日から令和9年2月28日までの期間に施工するコンクリート構造物。

ただし、ダムコンクリート（砂防ダムを除く）、トンネル坑内、場所打ちコンクリート杭、均しコンクリートは除く。

#### 2 養生方法

養生方法は給熱養生を標準とし、詳細については監督員と協議すること。

#### 3 打設数量の確認

対象構造物のコンクリート打設数量については、施工後、打設図等の数量確認資料を作成し監督員へ提出すること。

## 第3章 施工条件

### 第2節 安全対策

床掘から埋戻しまでの間に交通誘導警備員を10名見込んでいる。

### 第2節 建設副産物

#### 1 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地他工事間流用）（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。

また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 有限会社 脇産業世羅事業所（世羅郡世羅町大字小世良字宇祢山平原681-3）

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

## 第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又はその内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。